

○総務省告示第三百四号

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第八條第一項に規定する指定納付受託者であつて、同法第五條第一号に規定する方法による委託を受ける指定納付受託者を次のとおり指定したので、同法第八條第二項の規定に基づき、次のとおり告示し、令和五年九月一日から適用する。

令和五年八月三十一日

総務大臣 松本 剛明

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第八條第一項に規定する指定納付受託者であつて、同法第五條第一号に規定する方法による委託を受ける指定納付受託者は、次の表に掲げる者とする。

なお、この告示による指定納付受託者に委託して納付することができる総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和五年総務省令第十号）別表の一の項に掲げる歳入等の金額は、三十万円以下とする。

名称	事務所の所在地	納付を委託すること ができる歳入等の種	指定をした日	納付事務の開始の 日

	株式会社ポプラ
	広島県広島市 安佐北区安佐 町大字久地六 六五番地の一
類	総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則別表の一の項に掲げる歳入等
	令和五年八月三十一日
	令和五年九月一日